

飯田市議会個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

飯田市議会議長 熊谷泰人

飯田市議会規則第1号

飯田市議会個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

飯田市議会個人情報の保護に関する条例施行規則（令和5年飯田市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「保険者番号及び加入者等記号・番号」を「加入者等記号・番号等」に改め、同条第7号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第8号中「保険者番号及び被保険者記号・番号」を「被保険者記号・番号等」に改め、同条第10号中「番号」の次に「又は同法第95条の2第2項第1号の免許情報記録の番号」を加え、同条第11号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第14号中「保険者番号及び被保険者番号」を「被保険者番号等」に改める。

第5条第2項中「次に定める」を「次に掲げる」に改める。

第8条第8項中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第10条第1項第1号中「、健康保険の被保険者証」を削る。

第11条の見出し中「通知」を「際に通知すべき事項」に改める。

様式第2号、様式第11号及び様式第17号中「健康保険被保険者証」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の飯田市議会の個人情報の保護に関する条例施行規則の規定に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後の飯田市議会の個人情報の保護に関する条例施行規則の規定に基づいて提出された書類とみなす。